

Topics 九保

第20号

～「くるみ」のアレルギー表示義務品目改正について～

今回の改正内容について

消費者庁より食品表示義務の一部を改正する内閣府令が公表され、アレルギー表がくるみによるアレルギー症例数の増加等を踏まえ、「くるみ」が「特定原材料に準ずるもの」(表示推奨)から「特定原材料」(表示義務)に格上げされ、義務つけられた品目(特定原材料)に「くるみ」が追加されました。
 今回の改正では、こととなりました。
 このため、原材料に「くるみ」を含む食品を製造されている事業者様につきましては、経過措置期間(～2025年3月31日)以内に表示ラベルの切り替えを行う必要があります。
 今後の検査ご依頼の際にご参照の程、よろしくお願いたします。

アレルギー表示対象品目一覧

区分		対象品目
特定原材料 (8品目)	表示：義務	えび、かに、 くるみ 、小麦、そば、卵、乳、落花生(ピーナッツ)
特定原材料に 準ずるもの (20品目)	表示：推奨	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン



食物アレルギーとは??



小児から大人まで幅広い世代でみられるアレルギー疾患です。原因は食べ物にあるため、日々発症の可能性と向き合わねばなりません。
特定の食物を摂取することにより免疫システムが過敏に働き、体に不利益な症状が現れることを食物アレルギーといえます。
 原因物質は、食物に含まれるタンパク質にあります。食物を摂取し腸管から成分が吸収される際に、体が特定のタンパク質を異物だと認識すると、血中のIgE抗体(免疫グロブリンE)と呼ばれるタンパク質が反応してアレルギー症状が出ます。
 (味の素HPより抜粋)

上記内容についてご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

KHL 株式会社 **九州保健ラボラトリー**
 Kyushu Hoken Laboratory



鹿児島事業所 〒890-0021 鹿児島市小野二丁目15番2号
 TEL 099-218-3636 FAX 099-218-3553
 e-mail: ono@kyuho.co.jp
 福岡サテライト 〒812-0881 福岡市博多区井相田三丁目5番10号
 TEL 092-404-5455 FAX 092-404-7015
 e-mail: fukuoka-s@kyuho.co.jp

詳細はコチラ

